

仙台地方裁判所委員会（第9回）議事概要

1 開催日時

平成18年6月1日（木）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

（委員） 阿部友康，阿部則之，阿部宮子，板橋徳幸，卯木 誠，
大村昌枝，長田洋子，小林伸一，鈴木忠夫，須藤 力，
田中芳子，中田和範，中村光伸，原 征明（50音順，敬称略）

（庶務） 北村総務課長，菅原総務課課長補佐

（委員以外の出席者）

籠谷刑事首席書記官，鹿内刑事次席書記官，菅原事務局長，
久保田事務局次長

4 議事等（■委員長，○委員，●説明者）

(1) 委員の改選報告等

- 千葉勝郎委員（長）の退官に伴い，阿部則之委員が任命された。
信濃孝一委員の人事異動に伴い，卯木誠委員が任命された。
2年の任期を終えた板橋徳幸委員が再任された。

(2) 委員長の選任

- 阿部則之委員を委員長に推薦したい。
- 異議なし
阿部則之委員が，委員長に選任された。

(3) 委員長代理の指名

- 卯木誠委員を委員長代理に指名する。

(4) 意見交換

テーマ「裁判員制度について～裁判員制度の制度設計等に関するアンケート結果及び国民と裁判官を対象に実施した量刑意識に関するアンケート結果から～」

【「裁判員制度の制度設計等に関するアンケート結果」について】

- 概要説明
- 裁判員制度の制度設計に関するアンケート結果の中に，会社の経営者や幹部

の間に裁判員制度への理解を広めてほしいという意見が多いが、職場の理解がないと出てきにくいということは実感としてある。

- あまり参加したくない、参加したくないという消極的な意見が約62パーセントぐらいあり、その理由の一つとして、日程調整が大変だということだが、日程調整は1か月半ぐらいあれば調整が可能であるということであり、行きたくはないけれども、日程調整ができれば65パーセントの方は行ける、行けるかもしれないという要素があると思う。

また、全体回答の40パーセントぐらいのサラリーマンの場合は、十分な時間を持って会社に理解を求めるような制度や公的な働きかけがあれば、行くチャンスは大きいと思う。

- 感触として、どのくらい先であれば日程調整ができると思うのか。
- 3か月前にスケジュールを組んで、パソコンで個人用データを作成するので、本来であれば2、3か月前ぐらいが適当と思うが、1か月ないし1か月半ぐらい前までであれば可能である。
- 私もサラリーマンだが、大体1か月単位で翌月の予定表を作っていくので、前の月であれば調整が可能である。
- 弁護士の場合は、裁判員にはなれないが、裁判の日程が1か月ぐらい先に入ってくるので、大体1か月から2か月先に日程を入れてもらえば調整は可能だと思う。
- 司法書士の場合も、裁判員にはなれないが、ある程度先の予定があればいいので、1か月とか1か月半ぐらい前に連絡があれば大丈夫である。
- 選任手続については具体的には決まっていなくても、今の裁判の実情から予測できる範囲で、このぐらいで期日を指定して選任手続に入るという流れについて、裁判官委員から説明してください。
- 事件が起訴され、裁判員裁判の事件だと公判前整理手続ということで、弁護士、検察官、裁判所が一体となって証拠や争点の整理をする期日が入るが、大体被疑者の段階で弁護士がついていると考えられるので、この時点で弁護士が事件を把握していれば、2週間程度で最初の集まりが持てると思われる。そこで大体の争点を決め、認めている事件であれば、審理は1日半ぐらいで終わると考えられるので、そこから4週間から1か月半先あたりに期日を決めて、裁判員を呼んで審理するというような形になると思う。
- 今の段階で抱けるイメージでは、大体1か月から1か月半ぐらい、起訴されてからだと2か月ぐらい先に第1回公判手続が始まりそうだと思うのだが、公判前整理手続が終了した時点で呼び出すことになり、呼び出しは皆さん方から伺っている1か月半から2か月ぐらい前になると考えられるので、日程調整はできると思う。この辺りは、これからきっちり説明して理解してもらうことが大

切だと思ふ。

- 労働局では職場の従業員からいろいろな相談が寄せられるが、今企業は非常に厳しい状況にあり、長時間労働など労働条件が厳しい中でいろいろな問題を抱えて相談に来るケースが多い。そういった中で、従業員が裁判員に任命されたとき、任命された従業員が会社と仕事の日程調整をしなければならないということになると、かなり厳しいし、負担が大きいと思う。その辺りは、裁判所や公的機関から、日程調整などについて事業主に対しての支援や理解を得るための働きかけをする必要があるのではないかと。
- 職場を離れるわけだから、必ず会社を通さないとうまくいかないと思う。直接本人が日程調整を行うよりも、同時に本人と会社の両方に知らせ、本人から裁判員になったことを上司に言っても、直ぐに休暇が取れるような状況の方が調整しやすいと思う。
- 日程調整が必要だというのは賛成である。うちの会社だったら、社員にまず連絡がきて、それで社員が私のところに相談にきて、この日はできるだけ空けようとか、みんなに協力を求めるということになると思うが、国民が対象であり、個人単位が基本であると思うので、事業所に先に伝えるのがいいのかどうかということ、今の段階では判断がつかない。
- 職種とか仕事の規模によっては、明日どうしても行かなければいけない仕事が入る人だって出てくると思うし、その場合に急に行けないという人だって出てくると思う。ただその辺りは、補充とか代替を確保すれば何とかやれるのではないかと。
- 物理的に出られる、出られないというのは置かれた立場で千差万別であり、サラリーマンは2か月前だったら大丈夫といっても一概には決められないし、世の中にはその人でなければ務まらないということはあるので、裁判員の代えはあってもその専門職の代えはないという場合だってある。どちらを優先させるかといえ、世の中全体を考えれば代えのない方を優先せざることになるので、だめになった場合の補充のシステムを作っておけばよいと思う。
- 今はどちらかという、裁判員裁判に行かれては困るという雰囲気もあるという気がする、その辺りを短い期間でどう調整するのかということが課題だと思う。その人にとって裁判員として参加する際に、今抱えている仕事の代替がつくのかどうかという問題はどこまでいっても結局個人個人でいろいろな事情があるわけなので、無理な人に出頭を求めても出頭できないと思う。その辺りは、今後の制度設計の課題となるのではないかと。
- 障害事由にある心理的に不安であるということについては、意識の問題であり、簡単には払拭できないと思う。具体的な障害事由として時間がとれるかどうかという意見は当然だろうと思うが、その中でも、時間をとるとするのは大

変だけれども、3日ぐらいならば集中して休んで参加することはできそうだという人が割に多いし、細切れに何日か間を置いて出るといふ形ならばやれそうだという声も割に多いと思う。前に見たビデオでは候補者の中から資格のない人を除いて、それ以外の人の中から抽選で選ぶという形になるという内容だったが、そうすると、集中的に何日間かは休める人と、間を置いて1日ずつならばやれるという人がごちゃごちゃになってしまい、その中から裁判員を選んで裁判をやるというのは本当に難しいと思う。例えば、裁判員を選ぶときに、集中して3日間は休める人と、間を置いて1日ずつならば休める人のグループに分けて、その中から裁判員を選ぶという形にし、集中的に休める人のグループから選んだ裁判員であればそういう流れで行う裁判をやってもらい、間を置いてならばやれる人のグループから選んだ裁判員であればそういう流れで行う裁判をやってもらうという形で選んだ方が、やりやすいのではないかと思う。

■ グループ分けをするという意見は一つの方法だと思うが、その場合、どのようにして調査するのかという問題があるのではないかなと思う。

○ 事前に、どの事件と特定する前に、調査をして回答をもらい、連日でも可能という人、間をおけば可能という人、絶対参加できないと言っている人などとグループ分けをして、事件が具体的に入ったときに、その事件に来てもらうかどうかを決めようという方法、あらかじめ参加できるかどうかを伺う制度はできないことではないと思う。

○ これからのPR方法については、皆さんの意見を基にして検討することはとても大事だとは思いますが、あまり取り越し苦労はしなくてもいいのではないかなとも思う。裁判員制度が始まるまでの間にできるだけの手は打っていくけれども、やってみなければわからない部分もあると思うので、やりながら調整していくことも必要な気がする。

PRの点で大事なことは、社会の役に立つという実感をどう得てもらうかということがポイントになると思う。誰かの役に立ちたい、何かの役に立ちたいという気持ちは皆あるので、社会の役にとても立っているんだというPRの仕方を考えていく、それから、実施した後に、裁判員を経験してみた結果、自分の人生勉強に役に立ったとか、貴重な体験だったという思いを持ってもらう、それをどういうふうにPRしていけばよいのかということを考えていく必要があると思う。

○ 裁判員として参加することに対する意義みたいなものを皆さんにどう持ってもらうのか、意欲を持って参加してもらえるかどうかということも大きなことだと思う。制度である以上、嫌々という前提ではなかなか人は来ないと思うので、意欲を持って参加しようという意識で来てもらえるような宣伝をしていかなければならないと思う。何となく国民の間では裁判員という制度が始まるん

だ、どんなものなのかという漠然としたイメージは浸透してきたとは思いますが、実際に始まったときに行くのか行かないのかという話になると、今のままではまだ行きたいとは思わない雰囲気強いと思う。

- 主婦層は参加に消極的な意見が多いのかもしれないが、子供が家に帰ってきて、学校でこういうことがあったんだという会話の中から家庭に伝わっていくこともあるので、学齢の子供のいる家庭であれば、学校教育の中で子供を通して啓発していくのも一つの方法だと思う。

【「国民と裁判官を対象に実施した量刑意識に関するアンケート結果」について】

● 概要説明

- 量刑意識に関するアンケート結果について、少年が犯した残酷な事件が増えている中で、少年だとしても刑を重くしてほしいという国民の意識は強いと思う。また、飲酒運転についても、飲酒したため判断力が低下したから刑を軽くするというのは、国民としては納得できないのが実感だと思う。
- 司法の専門家と一般市民の感覚に意外と大きな開きがあり、こういうところが裁判員制度を導入する一つの大きな目的なのかもしれないが、今後3年間でこのずれを少しでも歩み寄る施策を講じるのか、それともこのまま開きを持ったまま裁判員制度に突入するのかという問題が気になる。
- 量刑の意識調査でこういう開きが出たということと裁判員制度を導入した場合にこういう開きが出てくるかどうかということは別のことだと思う。裁判員や裁判官は、ある意味プレゼンテーションの中で乗っかって議論していくわけであり、こういう極端な開きはしないのではないかと思う。
- アンケート結果は裁判官でも結構開きがある。裁判官も事例を読んで感覚的にどうかということなので、その人間を前にして具体的な事件を前提にして考えていったらもっと幅は狭まると思うし、裁判官だから裁判官でないからというだけの問題ではないと思う。

意識調査の中で興味深かったのは、飲酒のことをどう見るかというところで、どちらとも言えないというのがどちらも半数にはなっているが、それ以外のところを見ると、重くすると判断をしたのは国民の方で、軽くするというのが裁判官だったところである。実際に具体的な事件になって、裁判員がディスカッションしていく中で結論を詰めていくことにはなるが、事件によっては、飲酒だから軽くするという発想ではなくて、重くすべきだという議論だってあり得るんだろうと思う。

- これまでの模擬裁判のうち、昨年9月、11月、今年3月の合計3回経験したが、9月と11月は、牛刀を使った殺人事件、3月は、車の中から物を取ろうとしていたところを見つかり、逃げようとして被害者を怪我させたとい

う強盗致傷の事件を扱った。

量刑は、9月は比較的若い報道記者の方が裁判員となり、裁判員は6年から8年、裁判官が7年から8年という意見で、余り差はなかった。11月に検察審査協会の方が裁判員になったときは、10年以上服役させるべきだという方もいたが、6年ぐらいという意見が多く、裁判官が8年から9年という意見で、最終的には9年となった。3月の強盗致傷事件では、3年から4年ということだったが、3年が圧倒的多数だったので3年ということになった。

いずれにしても、事件を見て量刑事情を協議した上で結論を出していくと、そんなにばらつきはなかったという印象である。

- 量刑に関して酒を飲んだことがどれだけ影響するのかということであるが、事件にはそれぞれ個性があり、酒を飲んで気が大きくなってやったとか、偶発的に酒を飲んでいるときに攻撃されたから思わずやってしまったというように、酒がその事件にどう影響するのかということを検察官は立証するし、弁護人も反論する。酒だからいいとか悪いということは、証拠上明らかになっていくと思うので、当事者の立証を見て、その上でそれぞれが社会経験を踏まえた判断をしていけばそれなりのものが大雑把にでき、更に量刑資料的なものを活用すれば大体同じような量刑になると思う。
- 量刑意識のアンケートについて、裁判官は法律の枠内で考えているし、また、相場観を経験として持っているのでもそんなにばらつきが出ないということになると思うが、一般の人は法律をほとんど知らない状況の中でどのくらいの刑が良いのかを直感的に思い浮かべるので当然ばらつきが出る。乖離があるとすれば、裁判官と一般の人との間の意識の乖離よりも、法律の中身の問題なのではないのかと思う。以前だとどんなにひどい交通事故でも、業務上過失致死しか適用できなかったが、今は危険運転致死があり最高刑が懲役20年であるが、例えば、人を3人も殺したとすれば死刑でもいいと思うけれども、今の法律では20年が最高だということなので、そういう制約の中で裁判を行わなければならない。
- 小学生や中学生が両親や同級生を刺殺するとか、飲酒の上トラックを運転して親子ともに轢き殺してしまったという事件をマスコミが大きく取り上げて、我々の頭の中に報道が沁み付いていく中で、自分が裁判員としてそのような事件を担当することになった場合、その辺の影響が出てくるような気がする。
- 社会的な反響が大きい事件を裁判員が担当した場合、どこで報道を遮断するのかという議論はあるのかもしれないが、現在でも、マスコミが大々的に取り上げている事件を裁判官が判断した例はたくさんある。恐らく裁判員が担当することになった場合は、担当する裁判官が「裁判の手續の中で出てくるものを前提に検討していただきたい。」と言って始まると思うが、そうは言っ

も、新聞などを読んで裁判に臨むことになれば影響されることはあり得ると思うし、ある程度はやむを得ないと思う。

○ マスコミの報道に影響されるという点については、マスコミは証拠を全部見て報道しているわけではないし、裁判では法廷でその事件の証拠を見て、検察官、弁護人の主張を聞いて判断していくので、その証拠を見てもなおマスコミの報道に縛られるということは余りないと思う。ただ、模倣性の強い事件、例えばグリコ・森永事件に端を発した企業恐喝の事件が増えたときは、裁判所の刑も上がったこともあり、社会で起きている事件の度合いによって刑が重くなったり軽くなったりということはあると思うし、それは悪いことではないと思う。

○ あくまでも個別の裁判であり、思い込んで一種の偏見で見えしまうと判断を誤ることになるので、予断の排除というのは大事だと思う。

個人の価値観や意見はこれからの時代ますますばらばらになる中で、いろいろな人が集まって裁判をやるわけだから、いろいろな意見が出てくる、量刑についても極端に重いものから軽いものまで出てくると思う。有罪、無罪、又はどの辺の刑にするのかということは多数決で決まるわけだが、判決とは違う反対意見があっても、それはやむを得ないと思うし、その場合には、そういう中で行われた裁判で多数決の結果こういう判決が下りたんだということで、その両方を国民に知らせることも必要ではないかと思う。

そういう過程を経て裁判長が判決をまとめるのは非常に難しいことだと思うし、その辺りを具体的にどうするのかということが大事になってくると思う。

■ 裁判官が強く意見をまとめようとしてしまうと今までの制度と変わらないことになるし、自由に裁判員の意見を聞くとまとまらなくなってしまいうし、極めて難しいことだろうと思う。

○ 地裁委員会の方が裁判員になったときの模擬裁判でも、意見の違いがある中で、自由にいろいろな議論をしながら最終的にはまとまったみたいな感じだったし、別の模擬裁判でも、意見は違ったけれども、何か充実した議論だったという印象を受けた。

○ 裁判官や検事や弁護士は、裁判の資料を持って必要なときに見ることができるとは、裁判員になる人は、資料を裁判所に置いていくことになると思うが、例えば、こういう議論になったけれども自分は本当にそう考えていいのかということを検討する場合、手元に資料がないと専ら記憶の中でしか考えられないので、どう判断したらいいのか心が揺れることになる。裁判の資料を家に持ち帰ったりして、継続的に見られないところに問題があるように思う。

○ 資料の提供については、裁判所で作成した「評議」のDVDを見る限りでは、個人個人に配布されているみたいで、それを持ち帰れるかどうかは別とし

ても、空いている時間に検討するような設定になっているようなので、ある程度は検討できると思う。確かに、必要なときに見ることができないとききちんとした判断はできないだろうと思う。

- 裁判官や検察官や弁護士が量刑を検討する場合には、経験に基づいた量刑相場を参考にすると思うので、それを持っていない人に量刑を考えてもらうというのは非常に難しいと思う。だから、当事者の立場になる者は、どういう事情があるので何年ぐらいの刑が妥当だと思っているということを細かく立証していくことになると思う。

【その他】

- 最近検事が取り調べをする場合に録画をするかどうかということが時々新聞に載っているが、検察庁が録画する場合に、検事がどの部分を録画するかどうかを決め、全部を録画することにはなっていないようだが、この問題は今後どうなっていくのか。
- 取調べのために録画、録音する目的が一体何なのかというところで、捜査の適正や任意性の立証といういろいろな目的から議論されていて、それによっていろいろなやり方があると思う。今回実施する録画、録音というのは、目的が任意性の立証ということのようであり、必要な部分を録画するという方法で行われるようである。ということで、裁判員に任意性があることをわかりやすく立証するための手段として、立証できる限りにおいてやるということになっている。ここ3年くらいだと、公判事件の3パーセントぐらいが任意性が争われているという統計もあり、数の面ではそんなに多くはないが、任意性があるかないかによって有罪、無罪が決まるという事件もないわけではないから、そのために立証の幅を広げるために行うことを予定している。
- 弁護士からすると、最初から最後まで撮った上で任意性を判断するわけであり、一部撮っただけではだめなのではないかということで議論をしている。
- 裁判員制度が始まったとき、任意性があるかないかを客観的に見て判断するのが一般の人だとすると、起訴する検察庁が、決定的な証拠になる部分だけを録画するということでは、納得がいかないのではないかと思う。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成18年11月7日(火)午後1時30分
- (2) 場 所 仙台地方裁判所第5会議室
- (3) テー マ 「民事裁判の迅速化」について